

## 協議会員の新規加入について

機関名	加入理由
公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所	本協議会規約 第4条 二による  千葉市が一時滞在施設として指定 させていただいており、海浜幕張駅周 辺帰宅困難者等対策協議会の委員と して、情報の交換をする必要があるた め。

## 【参考】海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約 抜粋

## (組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会へ参加を表明した構成員をもって組織する。

一 交通事業者

二 駅周辺民間事業者

三 幕張新都心まちづくり協議会

四 警察

五 千葉県

六 千葉市

七 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者